

消費者問題 -暮らしに潜む悪質商法②-

- ① スポーツジム・健康教室のトラブル
- ② インターネット取引のトラブル
- ③ 電話勧誘（光回線等プロバイダー）契約
トラブル
- ④ 学費補助・奨学金制度のリスクと備え

①スポーツジム・健康教室のトラブル事例

- 健康や美容への関心の高まりから、スポーツジムや健康教室に加入する人が増えてます。
- ところが、体験後、当日入会するとお得といわれその場で契約、その後体調不良になったため、契約翌日に解約を申し出たが、半年は解約できないと言われた事例があります。
- また、転勤で引っ越したので解約したいと申し出たが、店舗来店が解約条件という事例もあります。

---これだけは覚えておこう---

- 一定期間、解約できない契約もあります。契約書の条項・利用規約を申込時に十分に確認することが重要です。
- スポーツ・健康教室の契約はクーリングオフが出来ません。継続して通えるのかどうかを検討してから契約するようにしてください。
- 店舗に来店しなければ解約できないとの約定は「無効」と言える可能性が高いですので、「消費者生活総合センター」にすぐに相談しましょう。



②インターネット取引のトラブル事例

- 現代社会では、ネットショップ(E-Commerce)に代表されるインターネットの取引が商品購入の主役になっています。
- ところがネット通販は便利な反面、実際に商品を手にとっては見えていないので、トラブル発生も多くなっています。
- 「お金を電子決済したのに商品が届かない」「別の物が届いた」「ブランド品だと思っていたが、フェイクだった」誰もが経験があるのではないのでしょうか？

---これだけは覚えておこう---

- 通信販売は、法律で「購入先事業者の名称」「代表者名」「住所・電話番号の表示」が義務付けられています。
- これらを必ず購入前に確認し、申込画面と合わせて印刷するなど必ず控えをとる習慣を身に付けてください。
- 販売価格があまりに安価な場合は、模倣品・粗悪品・訳アリ商品の可能性があります。基本的には、「安かろう⇒一度考えよう」が正しい判断です。



③電話勧誘契約（インターネット回線）トラブルの事例

- インターネットは現代社会では必需品となりました。必然的に各社の競争も激化し、顧客獲得のため、電話勧誘によるトラブルも非常に増えています。
- ところが、「契約中の通信会社よりも安くなると説明を受けたが、実際はセキュリティサポート等がオプションで別途費用がかかる」等のケースが多発しています。
- また、断ってもしつこく何度も電話してくるなどの迷惑業者も少なくありません。

---これだけは覚えておこう---

- 電話勧誘を迷惑だと感じたら、「全く興味ありません」「必要ありません」と明確に断る態度が重要です。断ったのに再度勧誘することは、法律で禁止されています。
- インターネット回線の契約は、事業者から契約者に書面を交付する義務があります。「何のサービスを契約したのか？」を書面で確認・保存することが重要です。
- 契約内容に納得がいけない場合は、「工事前」であれば基本的に解約することができます。



④学費補助・奨学金制度のリスクと備え

- 高等学校については、国の「高等学校等就学支援金制度」による授業料補助が行われています。（*所得制限有り）
- 奨学金については、国(日本学生支援機構)や、財団法人・地方自治体・大学等が運営するものがありますが、大別すると以下の2種類となります。

貸与型奨学金	卒業・就労後に返済義務が有る（=学生ローン・借金） （*日本学生支援機構を参照： https://www.jasso.go.jp/sp/ ）
給付型奨学金	卒業・就労後に返済義務が無い（まだまだ、全体的には不十分）

---これだけは覚えておこう---

- 近年、非正規雇用化が進んでいる就職環境において、収入が安定しないため、「貸与型奨学金の返済が滞る方が増えています。「貸与型奨学金＝百万単位の負債を抱える認識」が重要です。
- 大学4年間の学費は、国立大学：約250万円／私立文系：約400万円／私立理系：約550万円が一つの目安となります。（*平成26年度：文部科学省調査）

